

艦対艦誘導弾のVLS発射化に関する調査研究の契約希望業者募集要項

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
高 梨 洋 之

艦対艦誘導弾のVLS発射化に関する調査研究の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

艦対艦誘導弾のVLS発射化に関する調査研究

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 平成28年度、29年度、30年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者
- (6) 海上自衛隊の艦艇に搭載する武器システムに関する知識を有し、艦対艦誘導弾及び垂直発射装置（VLS MK41）に関する技術に精通するとともに、これらの設計及び製造に関する十分な知識を有する者
- (7) 本事業に活用可能な、他機種誘導弾等に関する知識を有する者

- (8) 本事業の履行に必要な、以下の検討等を行う体制を有する者
- ア 艦対艦誘導弾の垂直発射装置発射化に必要な改修等に際しての技術課題、性能諸元及び制約条件に関する分析、検討
 - イ 艦対艦誘導弾の垂直発射装置発射化に必要な艦上システム構想の検討
 - ウ 艦対艦誘導弾と垂直発射装置（V L S MK 4 1）との適合性の検証に関する検討
- (9) 本事業の履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できる者
- (10) 本事業の一部を下請負業者に委託させる場合は、業務に応じて第 6 号から第 9 号の条件を満たす者であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第 1 号又は第 2 号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 第 2 項第 5 号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することでア、イに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- ア 過去 5 年間における最新の同種契約実績（実績がない場合は省略可）
- イ 第 2 項第 6 号から第 9 号に規定する技術力、保全能力、体制等を有することを証明できる資料（組織図、技術情報の管理体制等）
- ウ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務によっては、イに規定する資料を添付すること。）

エ 本事業に転活用可能で、価格低減を図れるような社内資産の有無。有る場合は、これを確認できる資料。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5665、5666）

(2) 提出期間

平成28年11月29日（火）～平成28年12月28日（水）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出書類は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：別紙様式「参加表明書（記入例）」

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

補本公示第124号(28. 11. 29)について、下記のとおり応募します。

記

調達品目
艦対艦誘導弾のVLS発射化に関する調査研究

添付書類：1 資格審査結果通知書
2 技術資料一式